

## 株主代表訴訟に関するQ & A

平成18年4月12日

改正 平成27年8月6日

日本公認会計士協会

### 目次

制度編 .....	1
Q 1 株主代表訴訟とはどのような制度ですか。 .....	1
Q 2 株主代表訴訟は、通常の損害賠償請求訴訟と、どこが違うのですか。 .....	1
Q 3 今までに起こされた株主代表訴訟には、どのような事案があるのですか。 ....	1
Q 4 株主代表訴訟を提起するに当たり、株式の保有期間や保有株式数の制限がありますか。 .....	2
Q 5 株式交換等が行われた場合でも株主代表訴訟の原告の地位は失われないと聞きましたが、平成26年の会社法改正により、どのような見直しが行われたのか教えてください。 .....	2
Q 6 不当な株主代表訴訟の提起が制限される場合はありますか。 .....	2
Q 7 担保提供申立ての制度はどのようなものですか。 .....	3
Q 8 いわゆる多重代表訴訟制度とはどのようなものですか。 .....	3
内容編 .....	5
Q 9 なぜ、会計監査人が株主代表訴訟の対象に加えられているのですか。また、会計監査人は多重代表訴訟の対象になりますか。 .....	5
Q 10 監査法人が会計監査人になっていた場合に、株主代表訴訟の対象になるのは、監査法人ですか、それとも業務執行社員ですか。 .....	5
Q 11 指定社員制度を採用していない無限責任監査法人が責任を問われ、敗訴した場合には、無限責任監査法人の社員も損害賠償の義務を負うのですか。また、損害賠償の義務を負う社員はいつの時点の社員ですか。さらに、訴訟中に脱退した社員も責任を負うのですか。または、訴訟提起後に社員になった者も責任を負うのですか。 .....	5
Q 12 指定社員制度を採用している無限責任監査法人の場合には、指定社員以外の社員は、監査法人が負担した損害賠償債務について、無限連帯責任を免れることができるのですか。また、指定社員が脱退した場合は、どうなりますか。 ....	6
Q 13 有限責任監査法人の場合には、指定有限責任社員以外の社員は、監査法人が負担した損害賠償債務について、無限連帯責任を免れることができるのですか。また、指定有限責任社員が脱退した場合は、どうなりますか。 .....	6
Q 14 違法配当が行われた場合、会計監査人も株主代表訴訟の対象になりますか。	

.....	6
Q15 決算に粉飾があり、そのために株価が下がった場合も、会計監査人に対する株主代表訴訟の対象になるのでしょうか。 .....	7
Q16 会計監査人が株主代表訴訟の対象となるのは、会社がどのような損害を被ったときですか。 .....	7
Q17 違法配当を受け取った株主には返還義務はないのですか。役員等に対する損害賠償請求と、株主への違法配当の返還請求との関連はどのように考えられるのですか。 .....	7
Q18 会計監査人に責任がないことが明らかな場合は、訴えは却下されるのですか。 .....	7
Q19 会計監査人は、故意・過失がない場合でも、会社に対する損害賠償責任を負いますか。 .....	8
Q20 会計監査人は職務を遂行するに当たって、会社法上どのような責任を負う可能性があるのですか。 .....	8
Q21 監査業務を遂行中に取締役の不法行為を偶然に発見したという場合、会計監査人がとるべき行動を教えてください。 .....	8
Q22 会計監査人への会社法第423条第1項（任務懈怠）に基づく損害賠償請求について、消滅時効は何年でしょうか。 .....	9
<b>手続編</b> .....	10
Q23 株主代表訴訟の請求から提起までの流れを教えてください。 .....	10
Q24 株主代表訴訟は、どこの裁判所に起こされるのですか。 .....	10
Q25 株主代表訴訟が起こされた場合は、会計監査人は、取締役と共同して訴訟活動を行うのですか。 .....	10
Q26 株主代表訴訟を起こされた場合に、会社は、原告の立場ですか、それとも被告側ですか。 .....	10
Q27 株主代表訴訟について依頼した弁護士費用は、原告が勝訴した場合は会社が負担してくれるのですか。 .....	11
Q28 株主代表訴訟では和解による解決もあるのでしょうか。 .....	11
<b>責任限定編</b> .....	12
Q29 会計監査人の責任の限定が可能だと聞きましたが、その制度の内容を教えてください。 .....	12
Q30 役員等の責任を限定するという制度は、どのような構成になっているのですか。 .....	12
Q31 会社法上の役員等の責任限定の制度を踏まえ、会計監査人については、実務上どのような対応を行うことが考えられますか。 .....	13
Q32 会計監査人に任務懈怠があり粉飾決算を看過した場合、責任限定契約を締結しても、会計監査人の責任が限定されない場合もあるのでしょうか。 .....	13
Q33 金融商品取引法監査と会社法監査の両方を実施している場合、最低責任限度額の基礎となる報酬はどのように計算するのですか。 .....	13

Q34 分配可能額を超えて剰余金の配当を行った場合は、取締役については責任が免除できない(会社法第462条第3項)ことになっていますが、会計監査人の責任も免除できないのでしょうか。 ..... 14

## 制度編

Q 1 株主代表訴訟とはどのような制度ですか。

A 株主代表訴訟とは、株式会社（以下「会社」といいます。）が役員等の責任追及を怠っている場合に、会社に代わり、株主が、法令違反等によって会社に損害を与えた役員等の民事責任を追及し、会社が受けた損害を賠償させることを目的とした訴訟手続をいいます。

この制度の役割としては、会社の被った損害を回復させる損害回復機能、会社における違法行為の抑制機能、会社経営の健全性を確保する機能などが期待されています。

なお、本Q & Aでは、「株主による責任追及等の訴え」（会社法第847条）及び「旧株主による責任追及等の訴え」（同第847条の2）を「株主代表訴訟」として、「最終完全親会社等の株主による特定責任追及の訴え」（同第847条の3）を「多重代表訴訟」（Q 8参照）として、それぞれ表記しています。

Q 2 株主代表訴訟は、通常の損害賠償請求訴訟と、どこが違うのですか。

A 株主代表訴訟は、会社法が定めた特別の制度ですが、その内容は会社と役員等との委任契約の債務不履行などを理由とする会社の役員等に対する損害賠償請求訴訟を会社が行わない場合に、株主が会社のために会社に代わって役員等の責任追及をすることを認めるものです。したがって、株主が原告になって勝訴した場合でも、原告に対する支払を命じる判決ではなく、会社に対する支払を命じる判決になります。また判決の効力は、勝訴・敗訴にかかわらず会社に及ぶこととなります。

Q 3 今までに起こされた株主代表訴訟には、どのような事案があるのですか。

A 平成5年の商法改正により、訴訟の手数料が軽減されたことから、株主代表訴訟は以前に比べて利用されています。例えば、大手証券会社が行った投資家に対する損失補填事件や、大手銀行が巨額のデリバティブ取引によって損失を被った事件のほか、銀行の倒産にまつわる不正融資などの事案があります。

なお、大手マシンメーカーが、仕手グループ関係者の恐喝を受け、債務を肩代わりしたことにより巨額な損失を被った事件では、役員等の責任が追及され、約583億円の賠償責任が認められるなど、賠償額が多額になるケースもあります（平成20年4月23日東京高裁判決）。

Q 4 株主代表訴訟を提起するに当たり、株式の保有期間や保有株式数の制限がありますか。

A 株式の保有期間について、会社法は、公開会社（会社法第2条第5号）と、公開会社でない会社に区分して要件を定めています。

公開会社の場合は6か月前から引き続き株式を有する株主に提起する権利が認められていますが、定款をもって、これを下回る期間を定めることも可能です（同第847条）。一方、公開会社でない会社については、株式の保有期間に制限はありません。

また、保有株式数に制限はなく、一株の株式（単元株制度を採用している場合、単元未満株主を除きます。）を保有していれば、株主代表訴訟の提起を請求することができます。これらは訴訟提起の要件ですので、役員等の任務懈怠の行為があったときに株主である必要はありません。

Q 5 株式交換等が行われた場合でも株主代表訴訟の原告の地位は失われないと聞きましたが、平成26年の会社法改正により、どのような見直しが行われたのか教えてください。

A 会社法では、株主が株主代表訴訟を提起した後、株式交換等が行われたとしても、次の場合、原告の地位は失われないこととされています（会社法第851条）。

株式交換又は株式移転によって完全親会社の株式を取得したとき。

合併により設立又は存続する会社等の株式を取得したとき。

また、平成26年の会社法改正により、株主代表訴訟の提起前に 又は の手続によって株主の地位を失った場合でも、 によるとき、又は のうち吸収合併により吸収合併存続会社の完全親会社の株式を取得したときは、完全子会社又は吸収合併存続会社に対し、旧株主が訴えを提起することができるように見直しが行われました（旧株主による責任追及等の訴え 同第847条の2）。ただし、旧株主による責任追及等の訴えの対象となる責任又は義務は、株式交換等の効力が生じた時までその原因となった事実が生じているものに限られます。

Q 6 不当な株主代表訴訟の提起が制限される場合はありますか。

A 株主代表訴訟の提起が、当該株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は会社に損害を加えることを目的とする場合は、株主が提起した訴訟は却下されることとなります（会社法第847条第1項ただし書）。不正な利益や損害を加えることの主張・立証責任は、被告となる役員等が負うこととなります。

Q 7 担保提供申立ての制度はどのようなものですか。

A 株主代表訴訟は、会社の損害回復を図るとともに、役員等に対する監督是正権の行使のための手段として認められた株主の権利で、その権利は、本来、適正に行使されることが期待されています。

しかし、不当な目的を達成し、又は役員に対する報復目的など、不正な目的のために訴訟が提起されるおそれもなしとしません。そこで、訴訟の提起が悪意によるものであり、それが被告によって疎明（証明より低い概念）された場合は、被告の申立てによって、裁判所は、株主等に対して相当の担保を立てるべきことを命ずることができるとしています（会社法第847条の4第2項、第3項）。

なお、この場合の悪意とは、請求原因の主張が失当であり、立証の見込みが低いこと、被告になった役員等の抗弁の成立の蓋然性が高いことなど、原告である株主等の請求に理由がなく、かつ、株主等自身がそれを知りながら提訴した場合等をいいます。

金額としては、300万円から1,000万円程度の担保の提供が命じられることが多いようです。

Q 8 いわゆる多重代表訴訟制度とはどのようなものですか。

多重代表訴訟制度は、平成9年の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）の改正による持株会社の解禁以降、活発に議論されるようになりました。

持株会社の場合、その企業価値は、実際の事業を行う子会社の企業価値の影響を大きく受けますが、親会社である持株会社の役員等と子会社の役員等との間の仲間意識により、子会社の役員等への責任追及が懈怠された場合、子会社が損害を受けるばかりか、親会社である持株会社が不利益を被る可能性もあります。しかしながらこれまでは、親会社である持株会社の株主が、その子会社の役員等に対して代表訴訟を提起することはできませんでした。

そこで平成26年の会社法改正では、企業集団における親会社株主の保護という観点から、親会社株主が子会社の役員等の責任を追及する訴え（多重代表訴訟）を提起する制度が創設されました。

すなわち、多重代表訴訟制度とは、最終完全親会社等（当該株式会社の完全親会社等（会社法第847条の3第2項）であって、その完全親会社等がないものをいい、企業集団の最上位の株式会社がこれに当たります。）の株主が、その重要な完全子会社の役員等に対して責任を追及するために代表訴訟を提起できる制度（特定責任追及の訴え）をいいます（同第847条の3）。

多重代表訴訟を提起できる株主は、会社の最終完全親会社等の総株主の議決権又は発行済株式の100分の1以上の数の株式を有するものに限られます。また、最終完全親会社等が公開会社である場合は、濫訴防止のため、6か月前から引き続き株式を有す

る株主であることが必要とされています（同第847条の3第1項）。

さらに、追及の対象となるのは、重要な完全子会社の取締役等の責任（特定責任）に限られます。ここでいう重要な完全子会社は、取締役等の責任の原因となった事実が生じた日における最終完全親会社等及びその完全子会社等における会社の株式の帳簿価額が当該最終完全親会社等の総資産額の5分の1を超える当該会社をいいます（同第847条の3第4項）。

また、Q6と同様の制限に加えて、当該最終完全親会社等に損害を加えることを目的とする場合や、当該特定責任の原因となった事実によって当該最終完全親会社等に損害が生じていない場合も、訴えの提起を請求することができません（同第847条の3第1項ただし書）。

## 内容編

Q9 なぜ、会計監査人が株主代表訴訟の対象に加えられているのですか。また、会計監査人は多重代表訴訟の対象になりますか。

A 会社法制定時に、会計監査人の会社に対する責任に関して、新たに株主代表訴訟の対象に会計監査人が加えられました（会社法第847条、第423条）

これは、会社法制定時に、国内外において外部監査の重要性について議論が高まり、会計監査人の責任についても見直しを行うべきとの指摘があり、そのような議論を経て、会社が会計監査人に対する責任追及を怠った場合に、その結果として会社の利益が害される可能性が否定できないという理由から、会計監査人の会社に対する責任についても株主代表訴訟の対象に含めることになったものです。

また、多重代表訴訟制度の創設により、最終完全親会社等の株主は、重要な完全子会社の会計監査人に対して責任を追及するために株主代表訴訟を提起することができるようになります。

Q10 監査法人が会計監査人になっていた場合に、株主代表訴訟の対象になるのは、監査法人ですか、それとも業務執行社員ですか。

A 委任契約を締結するのは監査法人ですから、被告になるのは、契約の当事者である監査法人になります。

Q11 指定社員制度を採用していない無限責任監査法人が責任を問われ、敗訴した場合には、無限責任監査法人の社員も損害賠償の義務を負うのですか。また、損害賠償の義務を負う社員はいつの時点の社員ですか。さらに、訴訟中に脱退した社員も責任を負うのですか。または、訴訟提起後に社員になった者も責任を負うのですか。

A 無限責任監査法人は合名会社制度をモデルとして採用していますので、社員は、監査法人の債務について無限連帯責任を負います（公認会計士法第34条の10の6）。

そして、公認会計士法第34条の10の6第11項は会社法第612条（退社した社員の責任）を準用していますので、脱退した社員も、社員である間に監査法人が負担した債務について責任を負うこととなります。ただし、脱退の登記をした後2年以内に請求を受けなかった債務については、2年を経過したときに消滅することとなります。

しかし、逆に、損害賠償の原因になる行為が生じた後、又は訴訟が提起された後、更には敗訴判決が言い渡された後に監査法人の社員になった者も、他の社員と同様に、監査法人の債務について無限連帯責任を負うこととなります（公認会計士法第34条の22第1項、会社法第605条）。



Q12 指定社員制度を採用している無限責任監査法人の場合には、指定社員以外の社員は、監査法人が負担した損害賠償債務について、無限連帯責任を免れることができますか。また、指定社員が脱退した場合は、どうなりますか。

A 監査証明に関し、会計監査人が会社に対して損害賠償債務を負担した場合は、まず、監査法人が第一次的な責任を負い、次に、全社員が無限連帯責任を負うこととなります（公認会計士法第34条の10の6第1項）。

指定証明の場合は、監査法人が第一次的な責任を負うことは同じですが、第二次的な責任は指定社員に限定され、それ以外の社員に債務の負担は及ばないこととなります（同第34条の10の6第4項）。

また、公認会計士法第34条の10の6第11項ただし書は、会社法第612条（退社した社員の責任）を準用していません。したがって、指定社員は、仮に脱退し、その旨の登記をしたとしても、その後2年の経過によって債務を免れるという会社法第612条の適用を受けることはできません。2年の経過によって指定社員が免責されるとした場合は、指定社員の脱退によって無限連帯責任を負う社員がいなくなってしまうからです。

Q13 有限責任監査法人の場合には、指定有限責任社員以外の社員は、監査法人が負担した損害賠償債務について、無限連帯責任を免れることができますか。また、指定有限責任社員が脱退した場合は、どうなりますか。

A 指定社員制度を採用している無限責任監査法人と同様に、監査証明業務に関する特定証明の場合は、監査法人が第一次的な責任を負うこととなりますが、第二次的な責任は指定有限責任社員に限定され（公認会計士法第34条の10の6第8項）、それ以外の社員に債務の負担は及ばないこととなります（同第34条の10の6第7項）。

また、公認会計士法第34条の10の6第11項ただし書は、会社法第612条（退社した社員の責任）を準用していません。したがって、指定有限責任社員は、仮に脱退し、その旨の登記をしたとしても、その後2年の経過によって債務を免れるという会社法第612条の適用を受けることはできません。

Q14 違法配当が行われた場合、会計監査人も株主代表訴訟の対象になりますか。

A 株主代表訴訟として、株主は、株式会社に対し、発起人、設立時取締役、設立時監査役、役員等又は清算人の責任を追及する訴えの提起を請求することができます（会社法第847条）。

役員等がその職務に関する任務懈怠によって会社に損害を与えた場合には、株主代

表訴訟で責任を追及されますが、当該役員等には会計監査人も含まれます（同第423条）。

例えば、粉飾決算によって分配可能額を超えた剰余金の配当（違法配当）が行われたことなどにより会社が損失を被った場合で、会計監査人に任務懈怠があった場合には、会計監査人も株主代表訴訟の対象になる可能性があります。

Q15 決算に粉飾があり、そのために株価が下がった場合も、会計監査人に対する株主代表訴訟の対象になるのでしょうか。

A 株価の下落は、株主にとっては損失でも、直接的には会社の損失ではありませんので、株主にとっての損失に限定され、会社に損失がない場合には株主代表訴訟の対象には含まれません。

Q16 会計監査人が株主代表訴訟の対象となるのは、会社がどのような損害を被ったときですか。

A 会計監査人が株主代表訴訟の被告になる典型例として考えられるのは、財務諸表の虚偽表示により、違法配当、法人税の過払いなど、会社から資金流出の損害が生じた場合です。

不正発見については、一義的には会計監査の目的ではありませんので、そのような不正を発見し得なかったというだけでは、損害賠償責任は問われないものと考えられます。ただし、この場合でも、適正な監査手続を行っていれば発見できたであろう不正については、発見することで以後の損害の発生を防止できた部分について会計監査人の責任が問われる可能性があることに留意が必要です。

Q17 違法配当を受け取った株主には返還義務はないのですか。役員等に対する損害賠償請求と、株主への違法配当の返還請求との関連はどのように考えられるのですか。

A 違法配当を受け取った株主は、それを会社に返還する義務を負います（会社法第462条、第463条）。そして、その返還によって会社の損失が補填された場合は、会社の役員等に対する損害賠償請求権は消滅します。ただし、違法配当が現実に回収されず、単に株主に対する返還請求権が存在するというだけでは、役員等に対する損害賠償請求について、それを抗弁として主張することはできません。

Q18 会計監査人に責任がないことが明らかな場合は、訴えは却下されるのですか。

A 会計監査人に責任がないことが明らかでも、訴訟の形式的な要件が存在すれば、訴

訟の提起は有効であり、訴訟要件の欠如を理由とする訴えの却下の判決にはならず、請求棄却の判決となります。

ただし、不当な株主代表訴訟の提起は却下されます。また、株主代表訴訟の濫訴の防止のために担保提供申立ての制度があります。詳細はQ 6、7を参照してください。

Q19 会計監査人は、故意・過失がない場合でも、会社に対する損害賠償責任を負いますか。

A 会計監査人が損害賠償責任を負うのは、故意・過失が存在する場合であり、故意・過失がないのに責任を負うということではありません。ただし、原告（株主）は、請求原因として会計監査人の任務懈怠（債務不履行）を主張し立証することが必要であり、これに対して、会計監査人が責任を免れるためには、抗弁として過失が存在しないこと（会計監査人の責めに帰すことができないこと。）を立証する必要があります。

Q20 会計監査人は職務を遂行するに当たって、会社法上どのような責任を負う可能性があるのですか。

A 会計監査人が監査証明業務を行うに当たり、会社法上は被監査会社及び以下の第三者に対する損害賠償責任が生ずる可能性があります。

会社債権者（金融機関や仕入先などの債権者）

株主（過去に株主であった者を含む。）

従業員（従業員持株会等の株主の立場としての従業員）

その他の第三者

被監査会社に対する責任は、会社法第423条に基づく任務懈怠責任で、株主代表訴訟の対象になるのはこの場合です。 から の第三者に対する責任は、会社法第429条（役員等の第三者に対する損害賠償責任）に基づくもので、民法第709条の不法行為責任の特例です。

Q21 監査業務を遂行中に取締役の不法行為を偶然に発見したという場合、会計監査人がとるべき行動を教えてください。

A 会計監査人が職務を行うに際し、取締役の職務執行について不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、その事実を監査役等（監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会）に報告しなければならないとされています（会社法第397条第1項、第4項）。

これも会計監査人の義務ですので、この義務に違反した結果として会社に損害が発生した場合には、会計監査人の任務懈怠として、株主代表訴訟の対象に含まれること

になります。

Q22 会計監査人への会社法第423条第1項(任務懈怠)に基づく損害賠償請求について、消滅時効は何年でしょうか。

A 会計監査人の消滅時効については、旧商法第522条により5年とする説と民法第167条第1項により10年とする説があります。取締役の任務懈怠に基づく損害賠償請求権の消滅時効については、旧商法(会社法)が定めた特別の法定責任であって、一般の債権(民法第167条第1項)と同様に10年と解すべきとする最高裁判例があります(平成20年1月28日 最高裁判所第2小法廷 平成18年(受)第1074号 損害賠償請求事件)。そのため、会計監査人の消滅時効については取締役と同様に10年と解することが通常です。

## 手続編

Q23 株主代表訴訟の請求から提起までの流れを教えてください。

A まず、株主が書面をもって会社に対して役員等の責任追及のための訴訟を提起するように請求をします（会社法第847条第1項、第847条の2第1項及び第847条の3第1項）。会社が、請求を受けた日から60日以内に責任追及等の訴えを起ささない場合には、株主は、会社に代わって役員等に対する損害賠償請求の訴訟を提起することができます（同第847条第3項、第847条の2第6項及び第847条の3第7項）。

なお、多重代表訴訟の場合には、書面による訴訟提起の請求は、責任追及の対象となる者が役員等を務める完全子会社等に対して行うこととなります（同第847条の3第1項）。

また、請求の日から60日を待つと会社に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合は、株主は、会社のために、直ちに責任追及等の訴えを提起することができることになっています（同第847条第5項、第847条の2第8項及び第847条の3第9項）。

さらに、会社が責任追及等の訴えを提起しない場合は、株主は、会社に対して、責任追及等の訴えを提起しない理由を書面などで回答するように請求することができます（同第847条第4項、第847条の2第7項及び第847条の3第8項）。

Q24 株主代表訴訟は、どこの裁判所に起こされるのですか。

A 会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属します（会社法第848条）。専属管轄ですので、他の裁判所に訴訟を提起することはできません。

なお、多重代表訴訟の場合には、責任追及の対象となる者が役員等を務める完全子会社等の本店所在地の専属管轄となります（同条）。

Q25 株主代表訴訟が起こされた場合は、会計監査人は、取締役と共同して訴訟活動を行うのですか。

A 利害が対立する場合もありますから、常に、共同して訴訟活動を行うとは限りません。

Q26 株主代表訴訟を起こされた場合に、会社は、原告の立場ですか、それとも被告側ですか。

A 株主代表訴訟は、会社が役員等の責任追及訴訟を怠っているときに、株主が会社に

代わり、役員等の法的責任を追及する訴えを提起できるという制度です。

したがって、原告は株主であり、被告は役員等となりますので、会社は当事者にはなりません。ただし、会社は、当事者の一方を補助するために、株主代表訴訟に参加することができます（会社法第849条第1項本文）。不公正又はなれ合い的な訴訟の追行がなされることを防止するためです。

会社が、原告側に参加すれば、会社は当事者として共同訴訟人となります。会社が被告側に参加した場合は、補助参加人として訴訟行為を行うこととなりますが、被告になるわけではありません。

なお、会社が、取締役、執行役及び清算人並びにこれらであった者に補助参加する場合は、参加の必要性の公正を確保するために、事前に各監査役、各監査等委員又は各監査委員の同意を得る必要があります（同第849条第3項）。

Q27 株主代表訴訟について依頼した弁護士の費用は、原告が勝訴した場合は会社が負担してくれるのですか。

A 原告が勝訴した場合は、原告の請求によって、相当な弁護士費用を会社が負担することになります（会社法第852条第1項）。

原告が敗訴した場合に、原告に悪意があり、訴訟の提起自体が不法行為に該当するような場合は、敗訴した原告は、会社が訴訟のために支出した損害を賠償することになります（同第852条第2項）。

Q28 株主代表訴訟では和解による解決もあるのでしょうか。

A 可能です。ただし、株主代表訴訟は、株主と役員等との間の訴訟であり、会社が訴訟手続に参加しているとは限りません。

しかし、和解の結果は、それが損害賠償義務を認める内容であっても、また、逆に、損害賠償請求権の存在を否定する内容であっても、会社に対して直接の影響を与えません。

そこで、株主代表訴訟における和解は、会社の承認を得て行われた場合には、確定判決と同一の効力を有するとされています（会社法第850条第1項、民事訴訟法第267条）。

なお、株主代表訴訟における和解に関しては、和解内容が裁判所から会社に対して通知され、会社はその内容に異議があれば、2週間以内に書面により異議を申し出るよう催告するという手続が準備されています（会社法第850条第2項）。当該催告に対して異議が述べられない場合、会社は和解の内容を承認したものとみなされることとなります（同第850条第3項）。

## 責任限定編

Q29 会計監査人の責任の限定が可能だと聞きましたが、その制度の内容を教えてください。

A 会社に対する損害賠償責任について、損害賠償額を会計監査人の1年当たりの報酬の2倍に限定することができる制度があります（会社法第425条第1項第1号八）。ただし、職務の遂行について善意で重大な過失がない場合に限りです。なお、1年当たりの報酬の2倍に相当する金額を「最低責任限度額」といいます。

会社に対する損害賠償責任を限定するという制度ですから、例えば、会社が倒産し、管財人等が会計監査人の会社に対する責任を追及した場合も、請求額は限定されることになります。しかし、株主や債権者に対する責任など、会社以外の第三者に対する責任は限定されません。

なお、「最低責任限度額」の計算の基礎となる報酬は、連続して会計監査人に就任していた期間内の報酬のうち最大の金額とされています。

Q30 役員等の責任を限定するという制度は、どのような構成になっているのですか。

A 責任限定は次の三つの制度として採用されています。株主総会の決議で免除する方法、定款で定めるところにより、取締役会の決議で免除する方法、定款で定めるところにより、あらかじめ、当事者が契約しておくことによって免除する方法の三つです。

### 責任の免除についての条文

会社法第425条 (責任の一部免除)	役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から「最低責任限度額」を控除して得た額を限度として、株主総会の決議（特別決議）によって免除することができる。 なお、多重代表訴訟の場合、特定責任追及の対象となる者が役員等を務める会社の株主総会決議に加え、最終完全親会社等の株主総会決議まで必要となる。
会社法第426条 (取締役等による免除に関する定款の定め)	監査役設置会社（取締役が2人以上いる場合）監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、定款で定めるところにより、善意でかつ重大な過失がないときに、賠償の責任を負う額から「最低責任限度額」を控除して得た額を限度として、取締役の過半数の同意（取締役会設置会社にあつては取締役会決議）によって免除することができる。
会社法第427条 (責任限定契約)	非業務執行取締役、会計参与、監査役及び会計監査人については、定款で定めるところにより、善意でかつ重大な過失がないときは、「定款で定めた額の範囲内であらかじめ定

	めた額」と「最低責任限度額」とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。
--	---

Q31 会社法上の役員等の責任限定の制度を踏まえ、会計監査人については、実務上どのような対応を行うことが考えられますか。

A 会計監査人には会社法上の役員等の責任限定に関する三つの制度（Q30を参照）全てが適用されますが、その中でも事前に損害賠償額について合意しておく責任限定契約の制度が採用される場合が多くなっています。

会社法第427条に基づく責任限定契約を締結している場合でも、株主総会又は取締役会による責任免除の規定が排斥されることはありません。Q30のとおり、責任限定契約では、「最低責任限度額」より「定款で定めた額の範囲内であらかじめ定めた額」が高い場合は、後者が責任限度額になります。しかし、そのような場合でも、会社法第425条の株主総会決議又は第426条の取締役会決議若しくは取締役の過半数の同意により、会計監査人の責任の限度を、最低責任限度額まで低くすることができます。

責任限定契約を締結するためには、定款を変更し、損害賠償額の下限を定める必要があります。そして、それを下限として会社が決めた額について、会社と会計監査人が責任を限定する契約を締結します。

責任限定契約には、会計監査人が善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた範囲内で、あらかじめ定めた一定の額と、会計監査人の1年当たりの報酬の額の2倍(最低責任限度額)との、いずれか高い金額をその責任の限度とする旨を定めます。あわせて、Q29及び法規委員会研究報告第14号「監査及び四半期レビュー契約書の作成例」記載の各監査契約書の様式をご参照ください。

Q32 会計監査人に任務懈怠があり粉飾決算を看過した場合、責任限定契約を締結しても、会計監査人の責任が限定されない場合もあるのでしょうか。

A 会計監査人の任務懈怠につき、悪意又は重過失がある場合には責任は限定されません。悪意とは故意に粉飾を見逃した場合で、重過失とは粉飾を看過したことにつき、著しい注意義務違反がある場合です。

Q33 金融商品取引法監査と会社法監査の両方を実施している場合、最低責任限度額の基礎となる報酬はどのように計算するのですか。

A 会社法第425条は、「職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額」としていますが、これは、会計監査人がその職務執行の対価として受けたものを意味していると考えられます。したがって、会社法監査の報酬と、金融商品取引法監査の報酬、外債発行時の監査報酬又は内部統制に関する監査の報酬等を



区別していなかったとしても、最低責任限度額の算定の基礎となる財産上の利益の額は、会社法監査の対価に相当する部分を基礎として計算されることとなります。

ただし、契約上これらの報酬額が明確に区分されていない場合、会社法監査の報酬額は会計監査人自ら立証する責任があるため、会計監査人側が立証できなかった場合には、契約上の報酬全額を基礎として最低責任限度額が算定される可能性がある点に留意する必要があります。

Q34 分配可能額を超えて剰余金の配当を行った場合は、取締役については責任が免除できない(会社法第462条第3項)ことになっていますが、会計監査人の責任も免除できないのでしょうか。

A 会社法第462条は、分配可能額を超えて剰余金の配当を行い、又は自己株式の取得のための支出をしたときは、金銭等の支払を受けた者と、その業務を執行した者は、交付した資産の価額について填補責任を負うことになっています。

しかし、これらの責任を負う者としては、会計監査人は条文には列挙されておらず、したがって、会計監査人が違法配当について、会社法第462条による責任を負うことはないと考えられます。もちろん、粉飾を見逃すなどの会計監査人としての任務懈怠があれば会社法第423条等に基づく損害賠償責任を負うことは説明したとおりです。

以 上